

平成25年10月11日  
国官人第1235号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、関東運輸局に所属している事務官であること。
- (2) 平成26年4月1日時点において「満49歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③平成26年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
  - ④平成25年11月1日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成25年11月1日から平成25年11月22日（募集期間内）までに懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

15名程度

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成25年11月 1日（金）午前10時から

平成25年11月22日（火）午後5時まで （約3週間）

※メールによる提出は平成25年11月22日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成25年11月22日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期日

平成26年4月1日（火）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日をり繰上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成26年1月17日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び応募先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

（応募先）

関東運輸局総務部人事課長

電話：

Eメール：